

## 声明：短波ラジオ国際放送への放送命令を撤回せよ

日本科学者会議神奈川支部幹事会

日本科学者会議は科学的精神と真実の普及のためにさまざまな活動を行ってきた。国民が真実を知り政策選択を過たないためには自律的で民主的なメディアが必要である。あの悲惨な戦争に導いた報道管制の反省から、放送法では総則において、不偏不党、自律を保障し、表現の自由を確保し、健全な民主主義の発達に資するという高邁な目的を明記している。われわれは、NHK がこの目的にそって、公共の福祉のためよい番組を放送すること（第2章）を節に願うものである。

しかしながら第33条「総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命じ、・・・」に基づき、11月10日菅義偉総務大臣は短波ラジオ国際放送で北朝鮮による「拉致問題に留意し」重点的に取りあげるよう放送命令をだした。このような番組編成に関する命令は報道の自由を妨げるものであり、断じて認めることはできない。直ちに命令を撤回し、放送法の目的にそぐわない第33条を見直すべきである。

2006年11月17日